

第6期福岡市男女共同参画審議会  
第2回男女平等教育・地域支援部会（平成27年7月24日）

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）各論（部会審議項目）

**基本目標1 男女平等意識が浸透した社会を目指します**

市民一人ひとりが従来の固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

（現状と課題）

平成25年度に実施した「男女共同参画社会に関する意識調査」によると、社会全体で見た場合の男女の地位の平等感に関する質問で、「男性が優遇されている」と思う人の割合が、前回調査（平成20年度）と比べ男女共に増加しており、過半数を占めています。男女があらゆる分野でより平等になるために最も重要と思うことを問う質問では、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改める」と考える人が最も多くなっています。

また、性別による固定的な役割分担意識をみると、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という考えについては、平成26年度に実施した「福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査」においては、女性の66.0%、男性の60.9%が反対しています。この数値は増加傾向にありますが、平成25年度の調査では一度減少に転じており、今後の推移を見守る必要があります。

男女共同参画社会の実現を阻害するおそれがある社会通念、慣行、偏った意識等は、長年の積み重ねの中で形成されたものであり、あらゆる機会をとらえて意識啓発を行うとともに、男女に対して中立でない影響を及ぼす制度や慣行を見直していかなければなりません。

男女平等意識が浸透した社会を目指すには、とりわけ、子どもの頃からの男女平等教育が重要です。そのため、条例においても教育に携わる者の果たすべき役割を明記しています。また、男女平等意識が市民に浸透していくには、自治組織、市民団体・グループ、NPO等との連携・共働による取組が必要です。アミカス、区役所、公民館が連携して市民の取組を支援するとともに、男女共同参画が必要であることを広く市民が共感できるような啓発事業や学習機会の提供、情報発信を進めることが、今後も求められます。

さらに、国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ、安心して暮らせるよう支援することが重要です。

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	1 男女平等教育の推進	1 学校教育における男女平等教育の推進	<p>男女平等意識が浸透した社会を目指すには子どもの頃からの男女平等教育が重要であるため、次代を担う子ども達が性別にとらわれず、それぞれの個性と能力を十分発揮できるように成長し、将来を見通して自己形成できるよう、男女平等教育を推進します。また、学校教育、幼児教育、社会教育など、あらゆる教育関係者に対する研修の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女平等の理念に立って教育課程を編成し、教科等の特質や児童生徒の発達段階に応じた男女平等教育を行います。</li> <li>●一人ひとりが性別にとらわれず個性を生かすために、小中学生向け男女平等教育副読本を積極的に活用します。</li> <li>●児童生徒一人ひとりの、勤労観・職業観を育てるため、小学校段階から男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を推進するとともに、進路選択において、性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択するための職業意識の醸成に努めます。</li> <li>●男女が共に家族の一員として役割を果たし、家庭を築いていくことの重要性を認識し、生活に必要な知識・技能を習得させるため、家庭科教育の充実を図ります。</li> <li>●学級運営やクラスの係活動における役割分担の見直し、とりわけ中学校における男女混合名簿の採用促進など、学校生活全般に男女平等の視点を取り入れます。</li> </ul>	<p>市) 男女共同参画課 教) 学校指導課 // // // 市) 男女共同参画課</p>	<p>小・中学生向け男女平等教育副読本の作成・活用 男女平等の理念に立った教育課程の編成 職場体験学習 家庭科教育の充実 育児の体験学習等 学校生活全体にわたっての見直し 中学生のためのキャリアデザイン啓発事業</p>
		2 教育に携わる者への研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員は一人ひとりが男女平等教育を実践する必要があることから、教職員を対象に学校教育における男女平等教育の推進に対する認識を高める研修を実施します。</li> <li>●保育所や幼稚園等の幼児教育関係者、公民館長及び主事、社会教育主事など社会教育関係者を対象とした男女共同参画に関する研修を実施します。</li> </ul>	<p>教) 学校指導課 市) 男女共同参画課 教) 教育センター研修・研究課 教) 生涯学習課 こ) 指導監査課 市) 公民館調整課</p>	<p>男女平等教育研修会の実施 教頭2年次研修 社会教育関係職員研修会 保育所職員への研修 公民館長、公民館主事の研修</p>

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業		
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開		アミカスが本市の男女共同参画を推進する拠点施設として市民や企業の啓発、地域活動や市民活動の支援、情報発信などに努めるとともに、更なる機能強化を図ります。 また、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるよう、アミカスを中心に区役所や公民館等とともに地域の活動をサポートし、全市的に広がりのある啓発や学習機会の提供、情報発信を進めます。				
		3 男女共同参画推進センターにおける取組の推進	●アミカスにおいて、男女共同参画を推進する様々な講座・講演会を実施し、広く市民が共感できるように意識啓発及び学習機会の充実を図ります。	アミカス	男女共同参画講座（男女共同参画基礎講座、アミカス△共感ゼミ）		
		4 拠点施設としての支援の充実	●男女共同参画推進の拠点施設として、人権啓発センター、市民センター、公民館等の施設へ、専門性を生かした情報提供を行うなど、各施設と連携しながら、全市的な事業展開を進めていきます。	アミカス // // //	地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 男女共同参画推進サポーター派遣事業 寸劇隊派遣事業 情報提供事業		
		5 区役所、人権啓発センター、市民センターにおける取組の推進	●区役所において各校区の男女共同参画の取組状況を把握し、校区の実情に応じた男女共同参画を推進する活動が展開されるよう支援するとともに、人権啓発センターや市民センター等において男女共同参画の推進に関する講座等を開催します。	東区企画振興課 博多区企画振興課 中央区企画振興課 // 南区企画振興課 城南区地域支援課 早良区地域支援課 西区振興課 市）人権啓発センター // 東区生涯学習課 南区生涯学習課	東区男女共同参画連絡協議会活動支援 博多区男女共同参画代表者活動支援 中央区男女共同参画連絡会及び校区活動の支援 中央区女性地域アクティブメイト事業 南区男女共同参画連絡会活動支援 城南区男女共同参画連絡会活動支援 早良区男女共同参画連絡会活動支援 西区男女共同参画連絡会活動支援 人権尊重週間「人権を尊重する市民の集い」 人権問題総合講座 男女共同参画社会づくり講座 南区人権講座		
		6 公民館における取組の推進	●公民館において男女共同参画の推進に関する講座を開催するとともに、市民に学習の場を提供し、地域における男女共同参画の取組を支援します。	市）公民館調整課	公民館における男女共同参画学習講座		
		7 男女共同参画に関する調査・研究	●市民の男女共同参画に関する意識調査を定期的に行うとともに、企業における男女共同参画状況を把握するため、女性職員の登用や就業環境等の調査を行い、施策に生かしていきます。 ●アミカスにおいて、男女共同参画の推進に関する様々な課題について調査・研究を行い、市民の自発的な活動や地域における推進に生かします。	市）男女共同参画課 // アミカス	男女共同参画社会に関する市民意識調査 福岡市女性労働実態調査 男女共同参画データブックの作成		

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	2 男女共同参画推進センターを中心とした啓発・学習の全市的展開	8 男女共同参画に関する広報と情報提供	<p>●市政だより、市ホームページ、新聞、テレビ等の様々な広報媒体を活用して、男女共同参画の必要性を広く市民が共感できるような広報に努めます。また、アミカスや人権啓発センターにおいて、男女共同参画の推進に関する図書、ビデオ、資料の閲覧・貸出を行うとともに、アミカス図書室と総合図書館との相互貸出により、広く情報提供を行います。</p> <p>●出前講座や男女共同参画推進サポーターの派遣により、男女共同参画社会基本法、条例及び基本計画（第3次）の普及啓発を図ります。 また、男女雇用機会均等法やDV防止法、育児・介護休業法、女性活躍推進法（※）など関係法令の周知に努めます。</p> <p>※平成27年6月30日現在、参議院で審議中</p>	市長) 広報課	「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き」の周知
				総) 企画調整部	ユニバーサル都市・福岡の推進
				市) 男女共同参画課	行政広報物におけるガイドラインの周知
				〃	市政だよりによる広報
				〃	市ホームページでの情報提供
				〃	出前講座
				アミカス	市政だよりによる広報
				〃	インターネットによる広報（アミカスHP）
				〃	人材情報の提供
				〃	広報紙の発行
				〃	アミカス図書室による情報の提供
				〃	男女共同参画推進サポーター派遣事業
				〃	寸劇隊派遣事業
				市) 人権啓発センター	ココロンセンターだより
				〃	ラジオ番組「こころのオルゴール」
				教) 生涯学習課	「まなびアイふくおか」による広報



福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
1 男女平等意識が浸透した社会を目指します	4 国際理解・交流の推進		男女平等に関する国連の動向や諸外国の女性の状況等について情報提供や学習機会の提供に努め、市民の国際理解を深めるとともに、在住外国人女性の人権が守られ安心して暮らせるよう支援を行います。		
		12 男女平等に関する国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画をめぐる国連の動き、諸外国の女性が置かれた実状や支援の現状等について、情報の収集・提供や学習機会の提供を進め、市民の理解を促進します。</li> <li>●国際的な相互理解と協力を進めるため、女性団体等による海外の女性団体との交流活動や多文化共生社会の実現に向けた活動を支援します。</li> </ul>	アミカス // //	海外の女性情報の収集及び提供 男女共同参画講座（アミカス△共感ゼミ） 市民グループ活動支援事業
		13 在住外国人女性への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在住外国人の相談対応や情報提供を行います。</li> <li>●在住外国人向けに出産・育児に関する情報を提供します。（外国人母子保健サービスの充実）</li> <li>●市民団体、NPO等が取り組む人身取引や配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に関する活動を支援します。</li> </ul>	総) 国際課 // // // //  アミカス  こ) こども発達支援課  こ) こども家庭課	区役所業務に係る在住外国人窓口案内・相談事業 在住外国人の生活環境整備事業（在住外国人のための日本語学習支援） 外国語版広報印刷物の発行 国際交流財団事業（レインボープラザにおける相談・情報提供）  アミカス日本語クラス  外国人母子保健サービス事業 保健師等の訪問指導等における外国語通訳業務  配偶者等からの暴力等、外国人女性の人権問題に取り組む民間支援団体の活動支援

**基本目標6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します**

地域において、男女が共に日常の活動や意思決定の場に参画し、高齢者の問題、子どもの問題、障がい者の問題、安全・安心のまちづくりなど様々な地域課題の解決に手を携えて取り組むことで、住みよい豊かな地域社会づくりを目指します。

**（現状と課題）**

福岡市では、平成16年度に「住民による自治」と「市民と行政との共働によるまちづくり」を目指して自治協議会制度が創設され、それまで校区の男女共同参画推進組織（女性協議会、後に男女共同参画協議会）を中心に進められてきた推進活動は、自治協議会の事業として実施されることになりました。また、条例においても「自治組織の役割」（第7条）及び市が行う「自治組織への支援」（第17条）を定めています。

男女共同参画が広く市民に浸透していくには、最も身近な暮らしの場である地域における啓発活動が重要です。また、少子高齢化、単身世帯の増加、人間関係の希薄化など様々な変化が起きる中、地域課題の解決に向けた活動や自治組織の運営についても、性別や世代の偏りなく取り組まなければ立ち行かなくなる状況が生じています。

地域活動において男女が対等に発言し方針決定に関わっているか、いつも男性が主体で女性は補佐役になっていないか、次代を担う子どもたちの健全育成や、支援が必要な高齢者等を男女を問わず共に支えているかなどをみると、地域における男女共同参画は十分とは言えません。日常的な地域活動の多くを女性が担う一方、諸団体の代表への就任は圧倒的に男性が多いという状況が依然として続いています。

地域の方からの提案で、平成23年度に創設した福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」を活かして、地域における男女共同参画推進活動の輪は自治協議会を含めた校区全体に広がりつつあります。しかし一方で、まだ男女共同参画の推進が自治協議会全体の取組になっていない校区もあります。

取組が組織の枠組みを超えて広がり、男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、男女共同参画協議会の活動支援だけでなく、自治協議会をはじめとする地域諸団体への意識啓発、女性が地域でリーダーになっていくための資質向上等の支援が必要です。女性が活躍できる環境を整えることにより、役員等への女性の就任率向上が図られ、地域の意思決定過程への女性の参画が促進されることとなります。

東日本大震災でクローズアップされたように、災害時には男女が直面する困難の違いへの対策や、多様な人々への配慮が必要です。防災に係る意思決定の場に女性が参画し、男女共同参画の視点から事前の備えや避難所運営等の地域防災の取組を進めていかなければなりません。また、女性の就業が進み、団塊の世代が退職期を迎えている今、男女に関わらず誰もが地域活動に参画しやすいように工夫し、活動の担い手を増やすことも今後さらに必要になってきます。

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業
6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します	1 地域における男女共同参画意識の浸透と活動支援	男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、「みんなで参画ウィーク」を活用した広報・啓発や、男女共同参画協議会の活動支援等、地域との共働による取組を進めます。			
		54 地域における男女共同参画の推進と男女共同参画協議会等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画が広く地域に浸透するために、地域が主体的に男女共同参画の推進に取り組めるよう、所管局、区が連携し支援します。</li> <li>●全市的な男女共同参画推進の動きと区の特長や現状を踏まえながら、校区の取組状況を把握し、先進的取組や課題解決の事例に関する情報を提供します。</li> <li>●地域の女性リーダー育成に向けて他校区に先行したモデル校区の取組を支援します。</li> <li>●モデル校区の取組で得られたノウハウを全市に広げ情報共有することにより、地域における男女共同参画の取組を推進します。</li> </ul>	市) 男女共同参画課 // アミカス // 東区企画振興課 博多区企画振興課 中央区企画振興課 南区企画振興課 城南区地域支援課 早良区地域支援課 西区振興課 市) 男女共同参画課 // // 市) 公民館調整課	男女共同参画地域づくり事業 出前講座 出前講座 地域における男女共同参画に関するプログラム集 東区男女共同参画連絡協議会活動支援 博多区男女共同参画代表者活動支援 中央区男女共同参画連絡会及び校区活動の支援 南区男女共同参画連絡会活動支援 城南区男女共同参画連絡会活動支援 早良区男女共同参画連絡会活動支援 西区男女共同参画連絡会活動支援 七区男女共同参画協議会活動支援 七区男女共同参画協議会による男女共同参画研修実施状況調査 男女共同参画推進担当者研修 公民館長・公民館主事の研修
		55 自治協議会等を中心とした男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画推進活動が自治協議会など自治組織全体に広がるよう、福岡市男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」のさらなる浸透を図り、地域と共働で取組を進めます。</li> <li>●男女共同参画推進サポーターやアミカス寸劇隊の派遣事業や出前講座の活用促進、公民館における男女共同参画学習講座の充実等により、広く地域への男女共同参画意識の浸透を図ります。</li> <li>●区単位で自治協議会と男女共同参画推進組織との意見交換等の場を設けるとともに、各校区においても、男女共同参画の推進についての意見交換等が行われるよう働きかけを行い、各校区で男女共同参画の推進が全体の取組として進められ、男女共同参画の視点に立った校区運営が行われるよう支援します。</li> </ul>	市) 男女共同参画課 アミカス // 市) 男女共同参画課 市) 公民館調整課 市) 公民館調整課 市) 公民館調整課 市) コミュニティ推進課	男女共同参画推進サポーター派遣事業 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業 出前講座 公民館長・公民館主事の研修 公民館における男女共同参画学習講座 活力あるまちづくり支援事業

福岡市男女共同参画基本計画（第3次）における実施事業一覧(案)

①基本目標	②施策の方向	③具体的施策	④具体的施策の内容（※未定稿のため、原基本計画の文言から引用している部分もあります）	⑤担当課	⑥実施事業	
6 地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します	2 地域活動の方針決定過程への女性の参画促進	地域で活躍が期待できる新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。				
		56 自治協議会等への女性役員の参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●様々な機会をとらえて、日頃から地域活動の方針決定過程に女性が参画していく必要性について理解を促し、諸団体役員への女性の就任を進めるための提案など働きかけを行います。</li> <li>●地域における様々な団体の役員が改選される時期に合わせて、それぞれの地域諸団体の所管課に対して、地域活動の方針決定過程への女性の参画の必要性について、理解を促す取組を進めます。</li> </ul>		市) 男女共同参画課	地域における諸団体の長等への就任率調査
	57 地域の女性リーダー育成と活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域が自主的に行う様々な事業の企画・立案、男女共同参画に関する研修の実施等を支援し、地域における女性リーダーの育成を推進します。</li> <li>●地域活動に意欲を持ち、活躍が期待できる女性リーダーや新たな人材を対象に、リーダーに求められる資質の向上のための学習機会を提供する事業を実施します。</li> <li>●自治協議会を中心とした活動の中で、新たな女性リーダーが活動しやすいよう見守り、後押ししていく意識が醸成されるよう支援します。</li> </ul>		市) 男女共同参画課 アミカス	男女共同参画地域づくり事業 地域における男女共同参画講座・講演会支援事業	
3 地域男女共同参画の推進の視点に立った	<b>調整中</b>					
	58 市民への意識啓発	<b>調整中</b>				